

### 3. サービス利用者数の見込み

第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎として、介護保険施設等の整備計画及び各サービスの利用状況等を考慮して、利用者数等を推計しました。

#### (1) 施設・居住系サービスの利用者見込み

施設・居住系サービスの1月当たり利用者見込みは以下のとおりです。

##### ① 予防給付

	第8期			第9期			(単位:人/月)		
	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 12年度 (2030 年度)	令和 17年度 (2035 年度)	令和 22年度 (2040 年度)
<b>(1) 介護予防サービス</b>									
介護予防特定施設 入居者生活介護	16	14	14	18	19	19	20	21	19
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>									
介護予防認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)	2	2	4	4	4	4	4	4	4
合計	17	16	18	22	23	23	24	25	23

※小数点以下について四捨五入をしているため各年度の合計値が一致しない場合があります。(以下同様)

##### ② 介護給付

	第8期			第9期			(単位:人/月)		
	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 12年度 (2030 年度)	令和 17年度 (2035 年度)	令和 22年度 (2040 年度)
<b>(1) 居宅サービス</b>									
特定施設入居者生活介護	76	76	73	78	79	83	89	94	91
<b>(2) 地域密着型サービス</b>									
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	129	133	134	131	131	131	142	151	147
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	24	21	18	24	24	24	25	27	27
<b>(3) 施設サービス</b>									
介護老人福祉施設	312	321	324	331	417	426	452	476	478
介護老人保健施設	268	281	280	286	291	299	324	343	340
介護医療院	13	19	29	32	33	34	34	35	35
合計	821	851	858	882	975	997	1,066	1,126	1,118

## (2) 居宅系サービスの利用者見込み

居宅系サービスの1月当たり利用者見込みは以下のとおりです。

### ① 予防給付

	第8期			第9期			(単位:人/月)		
	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 12年度 (2030 年度)	令和 17年度 (2035 年度)	令和 22年度 (2040 年度)
<b>(1) 介護予防サービス</b>									
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	184	190	199	204	207	209	226	230	216
介護予防訪問 リハビリテーション	59	66	64	66	66	67	73	74	69
介護予防居宅 療養管理指導	43	42	41	42	43	43	47	47	45
介護予防通所 リハビリテーション	275	286	325	333	337	343	370	374	350
介護予防短期 入所生活介護	4	5	6	5	5	5	6	6	5
介護予防短期入所 療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	757	782	837	832	844	856	927	938	877
特定介護予防 福祉用具購入費	13	11	15	13	13	14	15	15	14
介護予防住宅改修	18	17	23	25	25	25	28	28	26
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>									
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	2	2	1	1	1	1	1	1	1
合計	1,353	1,400	1,511	1,521	1,541	1,563	1,693	1,713	1,603
介護予防支援	1,037	1,071	1,133	1,160	1,177	1,194	1,293	1,307	1,221

## ②介護給付

	第8期			第9期			(単位:人/月)		
	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 12年度 (2030 年度)	令和 17年度 (2035 年度)	令和 22年度 (2040 年度)
<b>(1)居宅サービス</b>									
訪問介護	652	649	641	660	648	664	721	763	742
訪問入浴介護	44	34	43	44	39	41	44	49	50
訪問看護	531	530	557	570	551	566	613	651	639
訪問リハビリテーション	95	103	122	125	123	127	138	146	142
居宅療養管理指導	518	525	563	578	548	563	609	650	642
通所介護	732	739	773	779	779	806	875	926	899
通所リハビリテーション	349	363	368	376	372	381	414	437	424
短期入所生活介護	183	172	195	205	195	200	217	232	229
短期入所療養介護 (老健)	25	25	25	49	48	49	53	56	56
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,295	1,301	1,319	1,326	1,291	1,325	1,437	1,524	1,490
特定福祉用具購入費	20	18	25	21	21	21	23	25	24
住宅改修費	17	14	19	19	18	19	20	23	22
<b>(2)地域密着型サービス</b>									
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	11	11	13	13	13	13	14	16	16
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	237	223	207	226	224	230	250	263	255
認知症対応型通所介護	4	4	5	5	5	5	5	5	5
小規模多機能型居宅介護	47	48	43	48	46	47	51	55	54
看護小規模多機能型 居宅介護	18	19	17	20	19	37	37	41	39
合計	4,776	4,780	4,935	5,064	4,940	5,094	5,521	5,862	5,728
居宅介護支援	1,810	1,800	1,833	1,878	1,843	1,891	2,052	2,172	2,112

### (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用者見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の1月当たり利用者見込みは以下のとおりです。

	第8期			第9期			(単位:人/月)		
	令和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	令和 6年度 (2024 年度)	令和 7年度 (2025 年度)	令和 8年度 (2026 年度)	令和 12年度 (2030 年度)	令和 17年度 (2035 年度)	令和 22年度 (2040 年度)
サービス種別・項目									
訪問介護相当サービス	440	388	421	429	438	447	406	385	361
訪問型サービス A	2	4	4	4	4	4	4	4	3
通所介護相当サービス	654	662	689	710	731	753	664	630	591
通所型サービス A	1	4	7	7	7	7	7	6	6
合計	1,097	1,058	1,121	1,150	1,180	1,211	1,081	1,025	961

#### 4. 介護保険給付費の見込み

(1) 施設・居住系サービスの給付費見込み

(2) 居宅系サービスの給付費見込み

見込値については試算中です

## 5. 標準給付費の見込みと地域支援事業費の見込み

(1) 標準給付見込み額

(2) 地域支援事業費

見込値については試算中です

## 6. 第1号被保険者保険料の算定

- (1) 第1号被保険者の負担相当額
- (2) 調整交付金等と保険料収納必要額
- (3) 第8期介護保険料の金額と賦課割合
- (4) 第9期計画における第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料月額

保険料については試算中です

## 資料

### 1. 計画策定の過程

高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）策定委員会の開催経過

年月日	内 容
令和5年7月6日（木）	第1回策定委員会 ・委員長ならびに副委員長選出 ・第9期計画の位置づけについて ・第9期計画策定のためのアンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて
令和5年8月23日（水）	第2回策定委員会 ・第8期計画の進捗状況について ・高砂市の高齢者を取り巻く現状について ・第9期計画の体系（案）について ・第1回策定委員会会議録（議事要旨）について
令和5年10月31日（火）	第3回策定委員会 ・第9期計画の素案について ・第2回策定委員会会議録（議事要旨）について
令和5年11月29日（水）	第4回策定委員会 ・第9期計画の素案について ・第3回策定委員会会議録（議事要旨）について ・パブリックコメントの実施について
令和6年2月〇日（〇）	第5回策定委員会 ・第9期計画の素案について ・パブリックコメントの実施結果について ・第9期における介護保険料について ・第4回策定委員会会議録（議事要旨）について

パブリックコメント実施期間 令和5年12月〇日～令和6年1月〇日

## 2. 高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

分野	団体名	肩書	氏名
学識経験者	関西福祉大学	教授	藤原 慶二
保健・医療関係者	一般社団法人 高砂市医師会	理事	三木 健史
	一般社団法人 播磨歯科医師会	常務理事	佐野 栄作
	一般社団法人 播磨薬剤師会	理事	加藤 誠一
市民代表	認知症の人をささえる家族の会 「いるかの会」	会長	黒田 敏正
	若年性認知症とともに歩む 子いるかの会	代表	三好 恵美
	高砂市支え合う介護者の会 すずらんの会	代表	佐藤 トモ子
	高砂市老人クラブ連合会	会長	藤井 加代子
	一般市民（第2号被保険者）		大西 正起
福祉関係者	社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会	事務局長	石原 康愛
	高砂市民生委員・児童委員協議会	副会長	荒木 良一
	高砂市ボランティア活動センター 登録団体（者）連絡会	会長	石盛 明子
介護保険事業関係者	一般社団法人 兵庫県介護支援専門員 協会 高砂支部	支部長	船越 綾子
	株式会社長生	事務長	碓井 渉
	株式会社じょうとんば	代表取締役	河村 達也
行政代表	東播磨県民局 加古川健康福祉事務所	福祉室長	三木 水奈子
	市民部	部長	川平 貴儀
	福祉部	部長	森岡 修平

### 3. 高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

#### 高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による高砂市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による高砂市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、幅広い視野から検討及び協議をするため、高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議をする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関する必要な事項

(意見の具申)

第3条 委員会は、前条の規定により検討及び協議をした結果、必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、第3号に掲げる者については、少なくとも1人は介護保険の被保険者でなければならない。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 市民代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護保険事業関係者
- (6) 行政代表

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部保険年金室介護保険課及び福祉部人権福祉室地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年8月28日から施行する。

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 4. 用語集

### ア行

#### ICT

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。従来はパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉として「IT」が使われてきたが、情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で「ICT」という言葉が使われるようになってきている。

#### いきいき百歳体操

おもりを手首や足につけて椅子に座って行う筋力体操。おもりの重さは変更でき、個人の筋力や体力に合わせて行うことができる。

#### インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的な援助のこと。

### カ行

#### 介護給付

介護保険から支払われる給付。介護給付は要介護度1から5と認定された被保険者に対して支給され、要支援1・2と認定された被保険者には予防給付が支給される。

#### 介護保険施設

介護保険サービスで利用できる、介護保険法に基づき指定を受けた施設。

#### 介護予防

要介護状態の発生をできる限り遅らせること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。

#### かみかみ百歳体操

食べる力や飲み込む力を保つための体操で、椅子に座って口の周りや舌を動かす体操。

#### 通いの場

高齢者が容易に通える範囲にあり、介護予防のため週1回から月1回以上継続してトレーニングや体操などの活動をしたり、住民同士での交流などができる場所。

## 協議体

主に、地域の住民やボランティア、各種団体等が生活支援コーディネーターとともに、資源の開発や地域の課題解決のために話し合いを行い、実際に行動する組織。そのエリアについて第1層を市町村区域、第2層を中学校区域と定められているが、高砂市では第2層を8つの日常生活圏域としている。

## ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画）

利用者個人のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画。ケアプランは①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会的資源も活用して作成される。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護認定を受け、介護保険サービス等を利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮して、在宅や施設での適切なサービスが受けられるように、ケアプランを立案したり、関係機関との連絡調整を行う専門職。

## ケアマネジメント

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

## 高齢者虐待

高齢者に対して行なわれる虐待行為。主に、殴る、叩くなどの身体的虐待、裸にさせるなどの性的虐待、暴言や恫喝など言葉による心理的虐待、年金や生活資金の搾取などによる経済的虐待、介護放棄などによるネグレクトの5種類に分類される。

# サ行

## 在宅医療

「医療を受ける者の居宅等」において提供される保健医療サービスのこと。

## 在宅医療・介護連携支援センター

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように切れ目のない在宅医療と介護の連携を推進する事業の実施拠点のこと。

## 在宅介護

主に居宅等で要支援・要介護認定を受けている方への介護サービスのこと。

## サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる住まいを確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成 23 年（2011 年）の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、様々な活動を行っている非営利の民間組織。

## 若年性認知症

18 歳以上 65 歳未満の人で認知症の症状がある場合の総称。

## 自立支援

要介護や要支援者が、自分で動き日常生活ができるように支援すること。

## シルバー人材センター

60 歳以上の高齢者が自立的に運営する公益法人で、健康で働く意欲のある高齢者が会員となり、それぞれの能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給する。

## スポーツクラブ 21

だれでも、いつでも、身近なところでスポーツができることを目指した地域住民の自主的・主体的運営による小学校区ごとのスポーツクラブ。主に土曜日の午前中に各小学校で小学生から高齢者までの会員がグラウンドゴルフ、ファミリーバドミントンなどの種目で活動している。

## 生活機能

人が生きていくための機能全体。

## 生活支援コーディネーター

ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う者。

## 生活支援体制整備事業

地域支援事業に設けられた生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための事業。

## 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

## 総合計画

地域づくりの最上位に位置づけられる行政計画で、長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

## 総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業の略称。

## 夕行

### たかさごナビ

高砂市の公式スマートフォンアプリ。統合型アプリとして、「ごみ」「子育て」「健康」「防災」など、高砂市で暮らす方々の生活に役立つ様々な情報を配信している。

### 地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

### 地域福祉計画

住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民、福祉サービスを提供する事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域で福祉活動を行う者をはじめとする地域の関係団体の参加を得て、地域の生活課題を、それに対応する必要なサービスの内容・量や、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画。

### 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制のこと。

## 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事や問い合わせの窓口となる事業所。

## (地域包括ケア)「見える化」システム

厚生労働省が提供している都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が取りまとめられており、介護保険事業の事業量推計を行うための機能を有している。

## 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

## チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。

# ナ行

## にこにこ健康チャレンジ事業

本人が決めた目標に向けて運動を実施し、カードに運動をした日付を100日分記録する。100日間達成できた人には、市のご当地産品を抽選で贈呈し、健康的な生活習慣の定着と体力向上を図ることを目的とした事業。

## 日常生活圏域

市域を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを勘案して身近な生活圏で区分けした地域包括ケアの基礎となるエリア。

## 認知症

色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、動きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態。

## 認知症カフェ

認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。

## 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかをあらかじめ標準的に決めておくもの。

## 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

## 認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進関係閣僚会議において令和元年6月18日にとりまとめられたもの。

## 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の疑いのある人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行うチーム。

## 認定調査

要介護・要支援認定の申請があったときに、調査員が訪問し、本人と家族への面接によって行う聞き取り調査のこと。

# 八行

## ハイリスクアプローチ

高齢者に対する個別支援のこと。

## パブリックコメント

行政機関が命令等（条例等）を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの。

## バリアフリー

障がいのある人が生活しやすいよう、物理的、社会的、心理的な障がい、情報面、制度面などの障壁を取り除くこと。

## 避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のこと。

### ふれあいいきいきサロン

地域の高齢者等が気軽に集える場所をつくることにより、地域の「仲間づくり」・「出会いの場づくり」・「健康づくり」をするための活動。

### フレイル

加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障がい、要介護状態などの危険性が高くなった状態。

### 包括的支援事業

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。

### 保険料基準額

介護にかかる総費用の見込みから算出される基準額。

### ポピュレーションアプローチ

通いの場等への積極的な関与等のこと。

## マ行

### マイ避難カード

災害の危機が迫っている時に、「いつ」「どこで」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカード。

### 見守り SOS ネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になった時に対応するため、警察や関係機関を含め、市民が幅広く参加する行方不明高齢者等の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク。

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。

## ヤ行

### 有料老人ホーム

食事、介護（入浴、排せつ、食事）、洗濯・掃除等の家事、健康管理等のいずれかのサービス（複数も可）を提供している施設であり、「介護付」「住宅型」「健康型」の3つの種類に分けられる。

### 要介護認定

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うもの。

## ラ行

### リハビリテーション

障がい、病気、ケガを抱える人が、機能回復や社会復帰を目指す機能回復訓練のこと。

## 5. 介護保険サービス一覧

サービス名	内容
訪問介護	ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。
訪問看護	医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。
訪問リハビリテーション	医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。
通所介護	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
特定福祉用具購入費	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。
住宅改修費	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、上限20万円まで住宅改修費が支給されます(利用者負担1~3割)。
居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

サービス名	内容
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問します。「定期巡回」と「随時対応」の2種類のサービスがあります。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた入居定員30人未満の有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。
地域密着型介護老人福祉施設	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。
介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられる施設です。
介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護を受けられる施設です。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。